

「けんしん災害復旧支援ローン」の取扱い開始について

今般の九州北部豪雨によって、被災された中小企業者又は売上減少の影響を受けている中小企業者の資金繰り円滑化に資するために、当組合では下記のとおり「けんしん災害復旧支援ローン」の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

記

1. 商品概要

商品名	けんしん災害復旧支援ローン
取扱期間	平成24年7月25日（水）～平成24年10月31日（水）
対象となる方	事業所又は住居が当組合の営業区域の中小企業者で次の(1)又は(2)に該当する中小企業者 (1) 被災した中小企業者で市町村長の発行する罹災証明書を有している者 (2) 7月11日の大雨発生後、1か月間の売上高が前年同期比20%以上減少することが見込まれる者
融資金額	100万円以上1,000万円以内（1万円単位）
融資期間	運転資金：7年以内（最長6か月の元金据置可） 設備資金；10年以内（最長6か月の元金据置可）
資金使途	7月11日からの大雨の影響により事業経営に必要となった運転資金、設備資金
融資利率	年1.90%（変動金利） 〔当組合短期プライムレート マイナス0.7%（変動金利）〕
融資形式	証書貸付、手形貸付
返済方法	元利均等返済又は元金均等返済、一括返済
連帯保証人	原則として1名以上 ただし、当組合が必要と認めた場合は、追加することもあります。
担保	原則として不要 ただし、必要と認めた場合は、別途徴求いたします。
徴求書類	① 被災した場合…罹災証明書 ② 売上減少の場合…売上減少を確認できる書類 ③ 決算書 法人の場合：直近の決算書3期分及び付属明細書一式 個人事業者の場合：確定申告書 ③ 資金使途確認資料（見積書等） ④ その他審査上の必要書類

2. 取扱店舗

20店舗

以上